

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道沙流郡日高町

2 構造改革特別区域の名称

日高門別とねっこ輸送特区

3 構造改革特別区域の範囲

北海道沙流郡日高町の区域の一部（旧門別町）

4 構造改革特別区域の特性

日高町門別地区は、北海道の南部に位置する人口12,770人（平成17年9月1日現在）の地区である。稲作などの農業、軽種馬の生産や酪農を主体とした畜産業、また太平洋の沿岸に位置していることから秋サケの定置網漁やシシャモ漁などを中心とした漁業が主要な産業となっている。

公共交通機関は、海岸線を通る国道235号線と南北に伸びる国道237号線を中心に路線バスが運行されているが、便数が少ないことや乗降場所が限られているなど利用者にとって十分な利便性が確保されているとはいえない状況である。また、門別地区の医療機関については、病院2箇所、診療所3箇所及び歯科診療所6箇所という状況にあるが、交通の便が悪いため、高齢者や障害者が受診するために公共交通機関を使用した場合、大変な労力と時間を費やすこととなる状況である。

当地区の65歳以上人口は3,036人で高齢化率は23.8%（平成17年9月1日現在）と非常に高く、北海道平均の20.5%を大きく上回っている。また、独居高齢者が800名、高齢夫婦世帯が515世帯となっており、高齢者人口の60.3%にあたる1,830名が高齢者のみの世帯となっている。加えて身体障害者709名、知的障害者89名の移動制約者が生活している。高齢者人口、障害者人口ともに増加を続けており、移動に制約を受ける方は増加傾向にある。

(1) 移動制約者の状況

介護保険サービス利用者

門別地区の高齢者人口のうち506名(高齢者人口比16.7%)が要介護(支援)認定を受けており、そのうち在宅で居宅介護・支援サービスを利用している方が249人(高齢者人口比8.2%)いる状況である。高齢者の在宅生活を支える上で重要な役割を果たす通院等の外出支援において、要介護4以上の方については福祉車両での輸送が基本となるが、サービス受給者の90.8%を占める要支援、要介護1及び要介護2、要介護3の方については、セダン型車両でも乗り降りの際の介助等を行えば輸送可能な方が多くいる状況である。

要介護(要支援を含む)認定者数 (平成17年9月1日現在) 単位:人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	82	179	60	56	64	65	506
65~74歳	10	34	13	11	9	10	87
75歳以上	72	145	47	45	55	55	419
第2号被保険者	2	12	3	1	2	0	20
総数	84	191	63	57	66	65	526

高齢者人口	3,036人	認定第1号被保険者/高齢者人口	16.7%
-------	--------	-----------------	-------

居宅介護(居宅支援)サービス受給者数 (平成17年9月1日現在) 単位:人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	43	130	34	19	18	5	249
第2号被保険者	3	6	2	1	1	0	13
総数	46	136	36	20	19	5	262
(再掲)	238(90.8%)			24(9.2%)			100%

身体障害者

門別地区の身体障害者手帳の交付を受けている方は709名であり、このうち移動に制約を受ける肢体不自由障害者は438人、視覚障害者は53人を数える。1級の肢体不自由障害者については福祉車両を必要とする方が多いが、

多数を占める 2 級以下の方及び視覚障害者についてはセダン型等の一般車両による輸送の対応が可能である。

身体障害者手帳交付状況 (平成 17 年 4 月 1 日現在) 単位：人

	身体障害者手帳交付者数					
	肢体不自由	視 覚	聴 覚	内部疾患	音声言語	計
1 級	8 0	1 5	4	1 1 0	0	2 0 9
2 級	8 1	1 6	6	2	0	1 0 5
3 級	7 8	3	2	3 2	3	1 1 8
4 級	1 2 4	3	2 3	1 8	4	1 7 2
5 級	4 8	7	0	0	0	5 5
6 級	2 7	9	1 4	0	0	5 0
計	4 3 8	5 3	4 9	1 6 2	7	7 0 9

知的障害者

当地区では、社会福祉法人が運営する知的障害者入所更生施設、グループホームなどの居住施設及び通所更生施設を擁し、知的障害者の自立訓練や就労体験を通じ、施設入所から地域での生活へ移行する自立訓練を実施している。

知的障害者は交通法規の理解、安全確認などが的確にできない方が多く、介護者や環境が変わることによってパニックに陥る方も多い。そのため、肢体不自由との重複が無い知的障害者、特に中度以上の方に係る通院や余暇活動への移動介助は、輸送車両をセダン型等の一般車両に拡大し、気心の知れた介護者が運転する車両による福祉有償運送が必要となっている。

居住区分別知的障害者数 (平成 17 年 4 月 1 日現在)

区 分	施設数	障害者区分別入居数				ヘルプ対象者 (再掲)
		重度	中度	軽度	計	
入所更正施設	1 1	2 3	1 6	7	4 6	2 0
グループホーム	9	0	1 4	0	1 4	1 4
在宅	(2 9)	-	-	-	-	2 9
合 計	2 0	2 3	3 0	7	6 0	6 3

(2) 公共交通機関の状況

路線バス

道南バス(株)が、高速バスの札幌直行便を1日8往復、その他近隣町へ向かうバスと地区内の路線バスを1日46本運行している。運行本数及び経路が限られているため、通学生の利用が主となっている。なお、車両はノンステップバス等ではなく、バス停留所も障害者に配慮したものになっていないため、移動制約者にとっては利用が困難な状況である。

町内循環温泉バス

町営温泉への利用促進のため、町が保有しているマイクロバスを2地域において1日2往復循環させている(無料)が、視覚障害者や知的障害者に特段の配慮をした対応まではできていない。

タクシー事業者

地区内には、タクシー業者が3社あり、富川ハイヤーが3台、(有)門別交通が2台、厚賀ハイヤーが2台の計7台で営業している。しかし介護タクシー等福祉車両によるサービスの提供は行なっておらず、近隣町村にも介護タクシーサービスを実施している事業者は存在しない状況である。

5 構造改革特別区域計画の意義

日高町門別地区では、急速な高齢化の進行と、核家族化が拡大することが予測され、高齢者人口の増加に比例し、家族などの介護者のいない高齢者世帯の増加が懸念されている。

高齢者等が健康でいきいきとした生活を送るためには、移動手段の確保が重要であると考えられる。そこでセダン型車両によるボランティア輸送を実施することにより、移動制約者の外出機会を増加し、活力ある生活の推進を図る。また、民間及び行政により福祉施策を多様に展開することにより高齢者等の閉じこもりの防止が図られ、人と交わる機会を持つことで認知症の予防や要介護状態の進行を予防することができ、地域の福祉の向上と充実を図ることができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

セダン型車両によるボランティア輸送を実施することで、移動制約者の移動手段を確保し、当町の推進している高齢者等の自立や社会参加の促進と、住みなれた地域において安心して生活できる環境の提供を目指す。

これにより移動制約者の介護を行っている家族の介護負担を軽減することができ、就労や社会参加の機会が増えることによる地域経済の活性化が期待できる。また、移動制約者の自治会活動の参加により、地域の住民との交流や、地域に根ざした生活を送ることで協力関係が芽生え、福祉に対する地域住民の理解やボランティア活動の促進等が見込まれる。

本計画を福祉施策の一環として推進し、町民自ら地域で支えあう町づくりを進め、地域福祉の充実を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

当地区において平成17年7月の介護保険による訪問介護の利用者147人中、通院の支援を受けた方は54人となっている。さらに、障害者支援費制度において、居宅介護受給者証の交付を受けた視覚障害者は2人、人工透析を必要とする内部障害者は1人となっている。セダン型車両によるボランティア輸送の実施によって、これらの移動制約者の通院に際し安定したサービスを提供することができ、苫小牧市や札幌市の専門性の高い病院への通院や定期通院回数の増加などが見込まれる。

また、当地区の主要産業である農林水産業を支える農家や漁家は、大半が家族経営であり介護者も重要な仕事の担い手である。本事業の実施により介護者の負担軽減が図られ、就労機会の拡大と、それに伴う産業活動の活発化が期待できる。

本事業を実施することにより、社会的効果としては、高齢者や障害者本人の活動範囲を拡大させ、安心して住み慣れた地域での生活を維持することができる。また、高齢者等の外出が容易になれば、消費活動や経済活動も活性化し、地域の発展に寄与することとなる。

8 特定事業の名称

1206(1216) NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 日高町老人福祉バス乗車券交付事業

- ・対象者～満70才以上の町民（利用制限なし）
- ・内 容～乗車券を交付し日高町内のバス運行路線内を無料としている。
- ・利用料～無料

(2) 町営温泉バス運行事業

- ・対象者～町民（利用制限なし）
- ・内 容～主として門別温泉への利用者の移送
- ・利用料～無料
- ・運行回数～1日2つの地域を2往復
- ・運行車両～マイクロバス（定員40名）

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1206(1216) NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

運営協議会において認められた、特区内で活動する社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

日高町門別地区内で活動を行なう社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

(2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が日高町門別地区

(3) 事業により実現される行為

事業に関与する主体がセダン型等の一般車両を用いて、要介護(要支援を含む)認定を受けている方や身体障害者、知的障害者、精神障害者などのうち単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者で、あらかじめ運送主体に登録した会員及びその同伴者に対し、有償での送迎サービスを提供するもの。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 必要性等

平成16年度から規制緩和されたNPO法人等による有償ボランティア輸送では、車両が福祉車両に限定されている。この福祉車両の整備費用が高額なため使用台数が限られており、車イス等を使用しない移動制約者に対する移動サービスは十分に提供できていない現状にある。そこで、使用車両をNPO等が所有するセダン型等の一般自家用車にまで運用の拡大を行なうことによって、高齢者の通院及び障害者の通院・社会参加が希望する日に自由にできるよう対応を改善していく。

(2) 日高町福祉有償運送等運営協議会の設置

有償ボランティア輸送事業の円滑な実施のために、関係機関による日高町福祉有償運送等運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。運営協議会の事務局は、日高町保健福祉課に置く。

運営協議会は、日高町が主宰し、構成員は次の者とする。

- ・日高町長が指名する職員
- ・室蘭運輸支局長が指名する職員
- ・関係各交通機関の代表又はその指名する職員
- ・地域住民の代表者
- ・学識経験者
- ・地域のボランティア団体

苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会事務局に設ける。事務局は、必要に応じて臨時に運営協議会を開催し、苦情内容を報告する。

(3) 運送主体

日高町門別地区で活動する社会福祉法人、NPO法人（保健、医療又は福祉の増進を図ることを活動を行なうことを主たる目的とするものに限る。）、医療法人及び公益法人で、次の要件を満たし、運営協議会の決議を経て道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

運送の対象者

運送の対象者は、次の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められたものとする。

- ・介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する「要介護者」及び第4項に規定する「要支援者」
- ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する「身体障害者」
- ・その他肢体不自由、内部障害(人工血液透析を受けている場合を含む。)、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機を利用することが困難な者

対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

苦情処理

運送主体では、利用者の苦情処理について会員登録時に説明し対応する。

(4) 使用車両

使用する車両は、運送主体が使用権原を有しているものとし、外部から見やすいように車体側面に有償運送の許可を受けた車両であることを表示するものとする。

また、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次の事項に適合するものとする。

- ・運送主体と自家用自動車を提供し当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用にかかる契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること
- ・当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること
- ・利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること

(5) 運転者

普通第二種免許を有することを基本とするが、運営協議会において次の事項について検討し、十分な能力及び経験を有していると認められた場合は、これによらないことができる。

- ・申請日前2年間運転免許停止以上の処分を受けていないこと
- ・北海道公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること
- ・社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること
- ・移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行なう福祉輸送に関する研修を修了した者であること
- ・その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること

(6) 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者傷害を対象に含むものに限る)に加入していること。

(7) 運送の対価

運送の対価については、一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業の概ね1/2とする。

(8) 運営管理体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理にかかる体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

(9) 法令遵守

運送主体が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。